

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

認定番号	第二号
認定年月日	令和二年三月十日
対象区域	埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番一の一部、千五百六十七番四、千五百九十八番四 (以下道路) 千五百九十八番五、千五百九十八番十四、千六百三十一番四、千六百三十一番八、千六百二十番五の一部
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県越谷建築安全センター